資料２

（仮称）姫路市自治会加入促進条例制定に係る意見書（答申）

令和8年11月　日

（仮称）姫路市自治会加入促進条例審議会

（目次）

はじめに 1

1　条例の名称について 2

2　条例に盛り込むべき内容（骨子案）について 2

⑴　条例制定の目的について 2

⑵　定義について 3

⑶　基本理念について 3

⑷　関係者の役割について 3

①　自治会の役割 3

②　市民の役割 4

③　地域活動団体及び非営利活動団体の役割 5

④　事業者及び住宅関連事業者の役割 5

⑤　市の役割 6

3　自治会の維持及び活動の活性化に向けた取組みについて 7

4　資料 10

⑴　審議経過 10

⑵　委員名簿 10

はじめに

姫路市では、自治会が防災・防犯活動や環境美化活動など、地域活動の根幹を支える公益的な活動を担っています。一方、近年は、少子高齢化や生活様式の多様化などを背景に、自治会加入率は減少傾向にあり、役員の高齢化や担い手不足も課題となっています。

こうした状況を踏まえ、姫路市は自治会の意義や重要性について認識を共有するとともに、自治会の維持及び活性化に向けた自治会、市、市民等の役割を明らかにするため、（仮称）姫路市自治会加入促進条例の制定を目指しています。

条例の制定に当たり、専門的な知見や市民等の意見を参考にするため、（仮称）姫路市自治会加入促進条例審議会が設置されました。本審議会では、自治会の現状と課題、他自治体における条例の制定状況を踏まえ、自治会の維持及び活動の活性化に関する基本理念や、条例に盛り込むべき事項などについて意見交換を重ねてきました。

本意見書は、これまでの審議で検討した内容を取りまとめ、（仮称）姫路市自治会加入促進条例の制定に当たっての考え方を示すものです。

本意見書の内容が条例の制定に生かされ、自治会の維持及び活動の活性化を通じて、誰もが希望と誇りを持ち、安全で安心して暮らすことができるまちの実現につながることを期待します。

令和8年11月

（仮称）姫路市自治会加入促進条例審議会
会長 小田切　康彦

1　条例の名称について

「条例の名称」について審議会では以下の意見と候補が挙げられました。

- 今回の条例は加入促進だけでなく、自治会を支える幅広い内容を盛り込むことになると考えられるので「自治会加入促進」という名称は適切ではない
- 強制的な加入を想起させないような名称にする必要がある
- 課題の深刻さや条例の役割が伝わりにくい名称は避けるべき
- 20 代・30 代の若い世代へのメッセージを込めた分かりやすい名称として、「未来へつなぐ」「支え合い」といった言葉を含めるのも良い

<u>条例の名称候補</u>

〇姫路市自治会振興条例

〇姫路市未来へつなぐ自治会条例

〇姫路市地域で支え合う自治会振興条例

市におかれましては、当審議会の議論を踏まえ、条例の内容が市民に伝わりやすい名称を付すことを期待します。

2 条例に盛り込むべき内容(骨子案)について

⑴ 条例制定の目的について

条例制定の「目的」について審議会では以下の意見がありました。

- 自治会の役割や加入する意義をわかりやすく説明し、理解を得る仕組みが必要
- 自治会に対する財政支援、デジタル化、若者や女性が参加しやすい仕組みが必要
- 自治会への加入促進、担い手の確保、運営の負担軽減及び活動の活性化を総合的に進め、持続可能な地域社会の形成を図ることを明記

上記の意見を踏まえ、条例制定の「目的」として以下の内容を盛り込むことが望ましいと考えます。

〇　自治会の維持及び活動の活性化を推進すること

〇　自治会の意義及び重要性を認識し、共有すること

〇　年齢、性別、国籍を問わず、誰もが地域活動に参加しやすい環境づくりに努めること

〇　持続可能な地域社会の実現を図ること

⑵ 定義について

条例に掲げる用語の「定義」について審議会では以下の意見がありました。

・ 「姫路市まちづくりと自治の条例」と整合性のとれた定義を入れる

上記の意見を踏まえ、姫路市まちづくりと自治の条例と整合性のとれた「定義」を盛り込むことが望ましいと考えます。

⑶ 基本理念について

条例の「基本理念（自治会の維持及び活性化に向けた取組みにあたって大切にすべき考え方）」について審議会では以下の意見がありました。

・ 自治会は住民の自主的な参加により組織され、地域公共を支える自主的・自律的な団体であると位置づける必要がある
・ 自治会は住民同士の交流・親睦や地域の防犯・防災活動、地域の清掃・環境美化活動等の他、地域の困りごとの把握や解決を行う重要な役割を担う存在であることを示す
・ 市は、自治会の自主性・自律性を尊重し、地域の事情や規模に応じた支援を行うことを明記
・ 自治会加入率の低下に伴い、担い手の絶対的不足や会員の高齢化により自治会活動の維持が難しくなっている現状を示す
・ 人間関係の希薄化や災害への備え、防犯対策、高齢者や子どもの見守り等の地域社会で暮らすにあたっての不安を減らすために、今後も自治会が必要

上記の意見を踏まえ、条例の「基本理念」として以下の内容を盛り込むことが望ましいと考えます。

○ 自治会は、地域社会を支える重要な役割を担っていること
○ 自治会は、安全で安心して暮らすことができるまちを実現するために、今後も維持されるべき存在であること
○ 自治会の自主性、自立性を尊重し、地域の特性に配慮すること

⑷ 関係者の役割について

① 自治会の役割

「自治会の役割」について、審議会では以下の意見がありました。

・ 自治会の独自性を尊重しながら、市全体として共通の枠組みを設けることが重要
・ 自治会は住民同士の交流・親睦や地域の防犯・防災活動、地域の清掃・環境美化活動等の他、地域の困りごとの把握や解決を行う重要な役割を担う存在であることを示す（再掲）
・ 自治会は、地域を支える各種団体と連携し、地域全体を支える必要がある
・ 自治会が地域でどのような役割を果たしているか住民にみえにくい部分もある
・ 自治会費は適正な額とし、自治会の活動や会費の使途（運営の状況）を明確にして分かりやすく示す必要がある。
・ 集会所の建設などに伴う入会金の負担がある場合、自治会への加入の妨げになっていない

か

- 会費に関する情報が住民にうまく伝わらないことで不信感が広がっている可能性があるので、認識の差を埋める方法の検討が必要
- 個人情報の適切な取扱いが必要
- 自治会は住民からの意見を広く募り、住民の意見の反映に努める
- 自治会は外国人を含めた新しい住民が地域行事へ参加する機会の提供に努める
- 若い世代や新しい住民も含め、運営への参加が誰にも開かれているようにしてほしい
- 自治会は活動時間・場所の多様な設定や活動内容の見直し、女性や若者が関心を持つ活動の展開、女性・若者世代のつながり強化等を通して、女性や若者を含めた多様な住民が自治会運営に参加できるよう努める
- 高齢、障害、病気、仕事、育児、介護等の事情に配慮し、役員・当番の負担調整や多様な参加方法を設けることを盛り込む
- 負担にならない範囲で無理なく運営・活動に参加できる仕組みがほしい
- 運営の効率化（デジタル化）や業務削減、役員の役割分担・会議・連絡手段の工夫等により活動内容が見直され、役員や当番の負担が少なくなるようにしてほしい。
- 行政・他団体・自治会同士の連携、若者や女性の参加を増やす取組み、ライフスタイルの変化への対応等に努め、あわせて市民が自治会に加入するメリットを感じられるようにする

上記の意見を踏まえ、「自治会の役割」として、以下の内容を盛り込むことが望ましいと考えます。

○ 自治会は、住民相互の親睦及び交流を促進するとともに、他の自治会、連合自治会、その他関係団体及び市と協働して地域の公共的課題の解決に努めること
○ 自治会は、活動及び運営の透明性を確保すること
○ 自治会は、個人情報を適切に取り扱うこと
○ 自治会は、地域住民の意見を把握し、活動に反映すること
○ 自治会は、地域住民が無理なく活動に参加できるよう配慮すること
○ 自治会は、運営の効率化や活動内容の見直し等により、役員等の負担軽減に努めること

② 市民の役割

「市民の役割」について、審議会では以下の意見がありました。

- 自治会への加入は任意であることから、自治会活動の魅力や意義を高めることで、住民の自発的加入を促す流れが望ましい
- 自治会活動に対して当事者意識を持てるようにしたい
- 自治会への加入及び脱退は強制ではなく、住民の自由意思であることが重要

（その他）

・　自治会自体が市民による団体のため、「市民」という表現の必要性は検討してほしい

上記の意見を踏まえ、「市民の役割」として、以下の内容を盛り込むことが望ましいと考えます。

○　市民は、地域社会の一員として、自治会の意義及び重要性について理解を深めるよう努めること

○　市民は、自治会への加入や活動への参加などにより地域活動に関わるよう努めること

③　地域活動団体及び非営利活動団体の役割

「地域活動団体及び非営利活動団体の役割」について、審議会では以下の意見がありました。

・　自治会は、地域を支える各種団体と連携し、地域全体を支える必要がある（再掲）

・　子ども会・老人会などの地域活動団体についても明記しておきたい。子ども会や老人会も、社会教育や見守り活動等で地域に貢献している。自治会に入っていなくても、これらの会には入りたいという人もいて、それがきっかけで自治会にも加入することもある

上記の意見を踏まえ、「地域活動団体及び非営利活動団体の役割」として以下の内容を盛り込むことが望ましいと考えます。

○　地域活動団体及び非営利活動団体は、自治会と協働して地域活動に取り組むよう努めること

④　事業者及び住宅関連事業者の役割

「事業者及び住宅関連事業者の役割」について、審議会では以下の意見がありました。

・　一定規模の集合住宅については、管理会社等が自治会に代わる役割を果たす場合でも、地域との連携や、自治会活動への協力を求める仕組みが必要

・　不動産の仲介業者と管理業者では役割が異なることから、どのような協力を求めるのか整理することが必要

・　住宅関連事業者や管理会社には、継続的に地域との関係を引き継ぐ役割が求められている

・　住宅関連事業者に対して、入居者への加入案内や地域との連絡調整を通して、自治会活動への協力を求める仕組みが必要

・　集合住宅の所有者などにも事業者として自治会への加入や協力を求めたいところだが、具体的にどこまでを求めるかは各地域の事情に応じた判断となる

・　自治会地区内の事業者（店舗・会社等）は、自治会への加入や地域行事、イベント、日常の地域活動への参加・協力等を通じて、自治会運営に協力するよう努めること

・　高齢、障害、病気、仕事、育児、介護等の事情に配慮し、役員・当番の負担調整や多様な参加方法を設けることを盛り込む（再掲）

上記の意見を踏まえ、「事業者及び住宅関連事業者の役割」として以下の内容を盛り込むことが望ましいと考えます。

○　事業者は、自治会への加入や活動への参加等により地域活動に関わるよう努めること
○　事業者は、従業員が地域活動へ参加しやすい環境づくりに努めること
○　住宅関連事業者は、入居者（入居しようとする者を含む。）に対し、自治会に関する情報の提供及び加入案内に努めること
○　住宅関連事業者は、自治会との連絡調整等を通じて、入居者と地域住民との良好な関係の形成に努めること

⑤ 市の役割

「市の役割」について、審議会では以下の意見がありました。

・　自治会の維持・活性化に必要な安定的な財政措置について規定してほしい
・　自治会への行政依頼事務は、削減・総量管理及び簡素化・合理化により負担軽減を図り、また、適正な費用負担となるよう配慮する必要がある
・　市が自治会に依頼する業務の明確化と限定、防犯・防災等の公共業務への市の責任の明確化
・　市は自治会振興政策を総合的・計画的に実施する必要がある
・　デジタル化等の自治会単独では解決が難しい内容については、市は必要に応じて情報提供や連携を行うこと
・　外国人への自治会勧誘の妨げとなっている言語・文化面の壁を取り除けるような支援を行う
・　自治会活動の維持及び活性化のため、市は自治会活動に必要な資金面の支援や自治会の重要性の情報発信、市から自治会に依頼する業務負担（広報の配布、回覧、各種委員・調査への参加協力等）の軽減、行政と自治会の連携促進等に努める
・　市は施策の実施状況を定期的に公表し、自治会・住民の意見を踏まえて改善する仕組みが必要である
・　市街地、山間部、島しょ部などの地域事情や自治会の規模に応じた支援を行う必要がある
・　市は全庁的に自治会を支援する必要があり、庁内横断の自治会振興担当組織を設置、また地域担当職員を配置し継続的な支援の仕組みを整える必要がある
・　庁内の連絡調整や回答まで市が責任を持つ体制が必要
・　自治会は小中学校との関わりが多いので、学校の役割も記載したほうが良い
・　自治会への加入促進のため、市は転入者に対する自治会案内やホームページ・広報等での周知、不動産事業者やマンション管理組合等への協力依頼を行う
・　市職員には、地域住民としての役割もあることを自覚してほしい

・　自治会だけではなく、子ども会、老人会、婦人会等の地域団体の加入促進、連携及び活動支援をしてほしい

上記の意見を踏まえ、「市の役割」として以下の内容を盛り込むことが望ましいと考えます。

○　市は、自治会の維持及び活性化に関する施策を総合的に推進し、施策及び事業の改善を図ること

○　自治会に協力を依頼する場合は、自治会の負担が過重なものとならないようにすること

○　市は、施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めること。

○　市は、自治会の維持及び活動の活性化のため、情報の提供、関係者との連携等必要な支援を行うこと

○　市は、自治会への加入及び活動への参加を促進するため、広報その他の必要な啓発活動を行うこと

○　市は、職員が地域活動に参加することができるよう配慮すること

3　自治会の維持及び活動の活性化に向けた取組みについて（個別的事例・政策）

審議会では、自治会の現状や、自治会が困っていること、望んでいること、具体的な取組みなどについて、以下の意見がありました。条例の制定を契機として、審議会で出された意見を踏まえ、市や関係者が議論を深め、取り組むべき事業を具体化するとともに、その実現に向けて相互に連携・協力していくことを期待します。

<u>自治会長・役員の負担軽減について</u>

・　自治会役員の高齢化・なり手不足が進み、今の役員の負担が増えているが、特定の人に負担が偏らないようにしてほしい

・　活動内容は各自治会が自主的に判断するものとしてほしい

◇広報・配布物のデジタル化

◇会議頻度の削減・効率化、時間短縮

◇自治会の要望への早急な対応

◇自治会便利帳の配布範囲拡大

◇道路使用許可や境界認定を工事業者に任せる

◇各種委員・役割の統廃合

◇民生委員と自治会との役割分担の明確化

◇自治会が業務を委託できる団体の設立

<u>役員報酬・委託費について</u>

◇役員に対する報酬の支給・ルール化、経費補償

財政支援・業務支援(特に環境美化・防犯)について

◇施設等管理の市からの助成金引き上げ

◇市による公園の管理

◇公園・河川の草刈り等の市直営化・外部委託

◇草刈り・管理等の使用機材に対する補助

◇防犯カメラ・防犯灯の導入費用及び維持管理費の増額、または全額市による負担とする

加入促進の広報・啓発について

◇加入メリットを具体的に説明した資料の作成

◇自治会加入促進について、市職員への教育徹底と市民への対応統一

不動産業者・マンション管理会社との連携について

◇管理会社・管理組合に自治会加入の仲介をしてもらえる仕組みの導入

外国人住民・多文化共生の取り組みについて

・ 市が作成する書類は、誰もが読めるよう、多言語化などについて市の中で共通した対応を検討してほしい

・ 多言語、やさしい日本語による加入案内、活動説明及び相談支援を市が用意し、翻訳等の負担を自治会だけに任せないでほしい

◇外国人向けパンフレットの作成

◇多言語での自治会ルール説明

◇住宅関連事業者から外国人入居者への説明

高齢者・現役世代・女性等の参加支援について

・ 若い世代の考えも尊重し、初めての人を含めた会員全員が参加しやすい雰囲気作りに努めてほしい

◇費用負担による役員・当番の委託(免除)

◇総会のオンライン参加

◇平日から休日への活動日程変更

◇企業への従業員の自治会活動参加理解促進

◇ボランティア休暇制度の創設

◇自治会活動を支援する企業の表彰制度

◇現役世代が役員を務める事例の周知

デジタル化について

・ 市が導入費用や操作を支援するとともに、紙や対面による連絡も確保し、デジタル機器を利用できない人を取り残さない仕組みとしてほしい

・ デジタルを使いこなせない人への配慮も必要である

◇自治会費の徴収のデジタル化

◇広報や回覧板のデジタル化

◇自治会アプリの開発・提供

◇高齢者向けのデジタル対応支援

◇市への各種要望のデジタル化

申請・届出・相談手続の簡素化について

◇市の相談窓口の一本化

募金・分担金・各種団体からの依頼の見直しについて

・　募金は本人の意思を尊重し、自治会費と区別すべき

◇募金の負担の見直し

◇金額目標設定の廃止

空き家・空き地・危険木・耕作放棄地対策について

◇空き家・放棄地の対応

◇危険木等の除去への補助

未加入者の義務、費用負担について

・　自治会未加入者のごみ置き場等の利用と費用負担は、市が責任を持って調整し、加入の有無だけで一律に排除する運用を避けてほしい。加入の任意性と、維持管理に要する公平な負担を分けて整理する必要がある。

・　災害時の支援等は自治会加入の有無で区別してはいけない

◇自治会が負担する集会所、ごみ置場、防犯灯・防犯カメラ等の利用について、未加入者との費用負担や利用ルールの明確化

個人情報の取り扱いについて

・　防犯上の理由から、加入者名簿に氏名や性別を記載したくないなど居住実態の把握と個人情報の両立が課題と考える

・　自治会が個人情報を収集、管理、利用する際の考え方を検討する必要がある

◇市による名簿管理の手引きの作成、相談支援

会費、活動及び運営の透明化について

◇自治会費の地域間格差を減らすためのガイドライン作成

◇祭りや神社関連費用の自治会費からの分離

◇自治会のイベントの内容・年間予定・収支等の積極的な開示

災害対策について

◇災害時における自治会と市の役割分担の明確化

◇避難所開設時の運営能力の強化

地域の多様性への対応について

◇中心部と山間部などの地域差を考慮した支援制度

◇過疎地の自治会維持への特別措置

◇小規模自治会の統合支援

条例の周知について

◇市職員が自治会の意義及び重要性について理解を深める機会の提供

◇条例の内容を平易な文章で説明するハンドブックの作成

4 資料

⑴ 審議経過

【第1回】令和8年8月28日(金)
議題⑴ 自治会の現状と課題
⑵ 他都市条例の制定状況
⑶ 条例に盛り込む内容

【第2回】令和8年10月9日(金)
議題⑴ 前回審議会の議論の確認
⑵ 自治会長アンケートの実施結果について
⑶ 市民アンケートの実施結果について
⑷ 条例に盛り込む内容について

【第3回】令和8年11月4日(水)
議題⑴ 前回審議会の議論の確認
⑵ 骨子案の確認
⑶ 条例制定までの手順説明

⑵ 委員名簿

(仮称)姫路市自治会加入促進条例審議会委員 (役職・氏名五十音順、敬称略)		
会長	小田切　康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部　教授
副会長	北川　博康	姫路市連合自治会　会長
委員	赤松　綾	市民
委員	宇都　博文	一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会姫路支部　副支部長
委員	駒田　かすみ	姫路市議会議員
委員	瀬合　彩子	兵庫県弁護士会姫路支部　会員
委員	竹中　隆一	姫路市議会議員
委員	津下　哲也	姫路大学教育学部こども未来学科　講師
委員	長田　秀人	姫路市連合自治会　副会長
委員	渡邊　レイ	市民